

策定年月	平成18年11月
変更年月	平成22年6月
変更年月	平成26年9月
変更年月	令和5年9月

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

南城市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は、沖縄本島南部の東海岸、県都那覇市から南東へ約12kmに位置し、静穏な中城湾と太平洋に面している。東西18km、南北8kmの広がりを持ち、面積は49.94km²で、北は与那原町、西は南風原町、八重瀬町にそれぞれ接している。

地質は主に肥沃な土壌のジャーガル土で海岸線近くは沖積土と中央より東部の高台が痩せたマージ土となっている。

しかしながら本市の農業は、台風、干ばつ等厳しい自然特性とあわせて経営耕地面積が小さいため、農地が数ヶ所に分散細分化し、労働生産性が低く、農業機械の効率も悪い現状にある。

今後は農業生産基盤の整備と農業近代化施設等の導入を推進するとともに、経営規模の拡大、農業生産の担い手の育成、確保、集落内における労働力提供・農地の賃借等の推進など農業構造を改善し、生産性の向上を図る。また、消費者のニーズに対応した収益性の高い作目の導入、新技術の開発・普及、流通体制の整備等、生産から加工、販売に諸施策を総合的に推進し、経営体質の強化を図ることにより個性ある亜熱帯海洋性気候等の特性を生かした農業の確立に努める。

さらに農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるため、農業生産基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即した土地利用を推進するものとする。

- 2 本市では、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 本市は、このような地域の農業構造の現状及び今後の可能性等を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり、概ね350万円、年間従事時間は、概ね2,000時間程度）の水準により近づけるものとし、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

- 4 本市は、将来の南城市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力がある者が展開する農業経営の発展を支援する農業経営基盤強

化促進事業その他施策等を総合的に実施する。

はじめに、市及び沖縄県農業協同組合、農業委員会、普及指導機関等を網羅した体制をつくり、集落段階における農業の将来展望や、それを担う農家等を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、市は、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、意欲と能力のある農業者が主体性をもって、地域の農業の将来方向について選択判断等を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、地域の農業を持続可能なものとするためには、農業の基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。南城市の集落・地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「地域計画」の作成・更新に取り組む。

土地利用型農業において、規模拡大による経営発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員、農地中間管理機構などによる掘り起こし活動を強化して、農地の貸し手と借りに係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、今後組織化する団体等において集团的土地利用を展開し、集団・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項（平成25年法律第101号）及び農地中間管理機構が行う特例事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第7条）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個人経営体又は団体経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業機械銀行による農作業受委託の促進が一体となって目標とする農業経営の実現に資するよう努める。また、併せて普及指導機関や沖縄県農業協同

組合の営農指導員の指導の下に営農類型、品種の改善による高収益化や亜熱帯の気候条件を最大限に生かせる新規作物の導入を推進する。また、生産組織については、効率的な生産単位であり、農地所有適格法人（農地法「昭和27年法律第229号」第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）等の団体経営体への経営発展母体として重要な位置付けをもっているため今後さらに組織の強化及び育成を推進しながらオペレーターの育成、受委託の促進による経営の効率化を図るとともに、法人形態への誘導を図る。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加、協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で、農地の貸借や労働力の提供等、物的・人的交流を推進する。また、集落を単位とした農村コミュニティの維持発展に努めるとともに、地域全体としての発展に結びつくよう、農家をはじめ非農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

さらに地域の面的な広がりを対象とした土地基盤整備事業やその他事業の実施に当たっても、認定農業者の経営展開等に十分配慮し、事業の実施が認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の段階から十分な検討を行うようにする。

- 5 本市は、認定農業者又は法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた個人経営体又は団体経営体（以下「認定新規就農者」という。）等、今後認定を受けようとする農業者を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対してはその経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農の現状

本市の新規就農者数は、近年ほぼ横ばいとなっており、従来からの基幹作物等の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、沖縄県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた令和4年度から令和13年度までの10年間で3,000人の新規就農者を育成・確保するという目標を踏まえ、本市においては年間16人の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市においては、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、第1の3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたり、概ね250万円を目標とし、年間総労働時間は概ね1,400時間とする。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対する相談窓口を設置し、適切な支援や情報提供ができる体制を整えるとともに、農地の確保や農業技術・経営面の指導等について関係機関との連携を図ることにより、新規就農者を地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、次の営農類型のとおりである。

〔個人経営体〕
 (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび + 肉用牛	〈作付面積等〉 さとうきび 3.30ha 草地等 2.40ha 〈飼養頭数〉 成雌牛 18頭 〈経営面積〉 5.70ha	〈資本装備〉 ・農用車(1t) ・耕耘機(9.5ps) ・動力噴霧機 ・草刈機 ・カッター ・牧草モアア ・牛舎(234㎡) ・堆肥舎(37.8㎡) 〈その他〉 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび + 野菜	〈作付面積等〉 さとうきび 2.40ha ゴーヤー 0.40ha 〈経営面積〉 2.60ha	〈資本装備〉 ・農用車(軽) ・耕耘機(9.5ps) ・管理機(5ps) ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・園芸施設(2,000㎡) 〈その他〉 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託 ・ゴーヤーは園芸施設による周年栽培 ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態 様 等
さとうきび ＋ 野菜	〈作付面積等〉 さとうきび 2.55ha レタス 0.60ha 〈経営面積〉 3.15ha	〈資本装備〉 ・トラクタ(24ps) ・ロータリー ・プラウ ・ロータリーカルチ ・スタブルシェーバー ・耕耘機 ・動力噴霧機セット ・農用自動車 ・管理機 〈その他〉 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託 ・集落内の非農家等より農地を賃借	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび ＋ 果樹	〈作付面積等〉 さとうきび 2.40ha マンゴー 0.25ha 〈経営面積〉 2.65ha	〈資本装備〉 ・農用車(軽) ・トラクタ(32ps) ・耕耘機(9.5ps) ・揚水ポンプ ・簡易鉄骨ハウス(2,500㎡) 〈その他〉 ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託 ・集落内の非農家等より農地を賃借	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜	〈作付面積等〉 インゲン 0.50ha ゴーヤー 0.50ha 〈経営面積〉 0.50ha	〈資本装備〉 ・農用車(軽) ・耕耘機(9.5ps) ・管理機(5ps) ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・園芸施設(5,000㎡) 〈その他〉 ・冬春期のインゲン 後、夏場ゴーヤーと し、周年栽培とする ・一部労働時間の延 長、雇用労働力の確保	・複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保に よる過重労働の防 止 ・家族経営協定の 締結による経営へ の共同参画等
野菜	〈作付面積等〉 キュウリ 0.15ha ゴーヤー 0.45ha 〈経営面積〉 0.45ha	〈資本装備〉 ・農用車(軽) ・耕耘機(9.5ps) ・管理機(5ps) ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・園芸施設(4,500㎡) 〈その他〉 ・冬春期のキュウリ 後、夏場ゴーヤーと し、周年栽培とする	・複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保に よる過重労働の防 止 ・家族経営協定の 締結による経営へ の共同参画等
野菜	〈作付面積等〉 ピーマン 0.30ha オクラ 0.70ha 〈経営面積〉 1.00ha	〈資本装備〉 ・農用車(軽) ・耕耘機(9.5ps) ・管理機(5ps) ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・パイプハウス 〈その他〉 ・一部労働時間の延 長、雇用労働力の確保	・複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保に よる過重労働の防 止 ・家族経営協定の 締結による経営へ の共同参画等

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
野菜	〈作付面積等〉 インゲン 0.40ha オクラ 0.40ha 〈経営面積〉 0.40ha	〈資本装備〉 ・農用車(軽) ・耕耘機(9.5ps) ・管理機(5ps) ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・園芸施設(4,000㎡) 〈その他〉 ・冬春期のインゲン 後、夏場オクラとし、 周年栽培とする ・一部労働時間の延 長、雇用労働力の確保	・複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保に よる過重労働の防 止 ・家族経営協定の 締結による経営へ の共同参画等
花き	〈作付面積等〉 小菊 0.70ha 〈経営面積〉 0.55ha	〈資本装備〉 ・農用車(軽) ・耕耘機(9.5ps) ・管理機(5ps) ・動力噴霧機 ・揚水ポンプ ・スプリンクラ ・選別機 ・電照施設一式 ・平張施設(1,500㎡) 〈その他〉 ・12月出荷平張施設 での栽培とし、12月 出荷後、植え替えを行 い5月出荷とする ・農繁期における労働 時間の延長と雇用労働 力の確保	・複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保に よる過重労働の防 止 ・家族経営協定の 締結による経営へ の共同参画等

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
花き	〈作付面積等〉 洋ラン 0.40ha 〈経営面積〉 0.40ha	〈資本装備〉 ・鉄骨ハウス(0.40ha) ・貯水タンク ・かん水施設 ・集荷選別場 ・動力噴霧機 ・農用車 〈その他〉 ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
花き	〈作付面積等〉 トルコギキョウ 0.40ha 〈経営面積〉 0.40ha	〈資本装備〉 ・鉄骨ハウス(0.40ha) ・貯水タンク ・かん水施設 ・集荷選別場 ・動力噴霧機 ・農用車 〈その他〉 ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
肉用牛	<p>〈作付面積等〉 草地等 5.16ha</p> <p>〈飼養頭数〉 成雌牛 39頭</p> <p>〈経営面積〉 5.16ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用車(2,000cc) ・トラクタ(79ps) ・モアコンディショナ ・テッターレーキ ・ロールベラー ・ベールラッパー ・フロントローダー ・マニユアスプレッタ ・ブロードキャスタ ・ホイローダ ・農具庫(74㎡) ・牛舎(507㎡) ・乾草庫(47㎡) ・堆肥舎(82㎡) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有する農用車以外は3戸の共有とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
養豚 (繁殖一貫)	<p>〈作付面積等〉 施設等 0.25ha</p> <p>〈飼養頭数〉 種雌豚 40頭</p> <p>〈経営面積〉 0.25ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用車(2,000cc) ・動力噴霧機 ・ダクトファン(2台) ・自動給餌機(2基) ・スクレッパー(2基) ・給餌器(26個) ・糞尿処理設備 ・繁殖豚舎(296㎡) ・肥育豚舎(256㎡) ・堆肥舎(34㎡) ・ストール(39台) ・分娩ゲージ(10台) ・子豚ゲージ(15台) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料タンクについては飼料販売業者負担とする ・糞尿処理設備は2戸共有とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
酪農	<p>〈作付面積等〉 草地等 2.60ha</p> <p>〈飼養頭数〉 成雌牛 21頭</p> <p>〈経営面積〉 2.60ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用車(2,000c) ・トラクタ(42ps) ・ミルクカー、バルククーラー ・温水ボイラー ・バークリーナー ・ウォーターカップ、スタンション、カウマット ・モアコンディショナ ・フォーレージハーベスタ ・ジャイロテッター ・ローターベーター、プラウ、バキュームカー ・カッター ・大型扇風機、細霧機 ・牛舎(267㎡) ・堆肥舎(179㎡) ・汚水槽(21㎡) ・農具庫(48㎡) ・パドック(16㎡) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローターベーター、プラウ、バキュームカーについては2戸の共有とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
養鶏(採卵)	<p>〈作付面積等〉 施設等 0.25ha</p> <p>〈飼養頭数〉 成鶏 10,000羽</p> <p>〈経営面積〉 0.25ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力噴霧機 ・トラック ・自動給餌集卵機 ・除ふん機 ・大雛用ゲージ ・成鶏用ゲージ ・給餌 ・給水樋 ・卵コンテナ ・移動籠 ・孤輪車 ・手押給餌機 ・密閉縦型堆肥化装置 ・鶏舎 ・用水施設 ・死鶏焼却炉 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

〔団体経営体〕
 (農業経営の指標の例)

営農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事 の 態 様 等
さとうきび (主たる従事 者3人)	〈作付面積等〉 さとうきび 20.50ha 〈作業受託〉 25.00ha 〈経営面積〉 26.75ha	〈資本装備〉 ・農用車(軽)×3台 ・動力噴霧機 ・大型トラクタ ・プラウ ・ロータリー ・施肥機付サブソイラ ・プランタ ・ブームスプレヤ ・ブルトラ(15ps) ・ブルトラ用散布機 ・小型ハーベスタ 〈その他〉 ・周辺農家の耕起・砕 土・植付・収穫につ いて受託 ・受託面積は基幹作 業 数で除した面積を 経営 面積とした	・複式簿記記帳の 実施による経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の 締結による経営へ の共同参画等

- (注) 1 個人経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる家族労働力構成については、主たる従事者1人、補助従事者1.5人として示している。
- 2 「作目・作型別の技術体系・収益性指標：県農試経営研究室」及び「農業経営技術指標：沖縄県農林水産部」等基礎データとし、必要に応じて現状の生産費の一部(肥料・農薬・流通経費等)等見直しされたものをベースに策定している。従って、実際の経営計画作成等に当たっては、個々の経営実態、直近の市場単価等を踏まえての設定が必要となる。
- 3 資本装備の園芸施設には、耐候性ハウスや農作物被害防止施設等を想定。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考とし年間農業所得の目標は7割以上とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるさやいんげん、オクラ、乳用牛等の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導機関、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導機関や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面などの様々な相談、他の

農家等との交流の場を設けるなど、就農準備から必要となるサポートを行う。

これらのサポートを行うため、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業会議、農地中間管理機構等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への農地等に関する相談対応、農用地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効果的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農

用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

また、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるよう努めるものとする。

効率的かつ安定的な農業経営が農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
30%	

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個人経営体、団体経営体の地域における農用地利用面積(基幹的農作業受託面積を含む)シェアの目標であり「農用地利用集積の加速的推進について」(平成7年9月14日付構改B第941号農林水産省構造改善局長通知)に基づく、「認定農業者」及び「基本構想水準到達者」を効率的かつ安定的な農業経営体として算出した。

なお、農用地利用面積シェアの積算に当たっては、認定農業者の育成目標数を考慮し算出した。

2 目標年次は、概ね10年とする。

2 農用地の効果的かつ総合的な利用に関する事項

- (1) 農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度に、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

- (2) 市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、担い手の掘り起こし、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を検討する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南城市は、沖縄県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、南城市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

南城市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 本市は、農業就業者の高齢化と若者の農外就業が増えたことに伴って遊休地や耕作放棄地が際だってきている。今後は、農業委員会と連携し、利用されていない農地の掘り起こしを推進し、併せて農業意欲のある農家や若い後継者への農地の集積を目的に地域計画推進事業及び農地中間管理機構が行う事業を重点に実施する。

更に、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

イ 市においては、集落を単位とする農用地利用改善事業を推進する農用地利用改善団体の育成強化に努める。このため、ハード事業等に関連づけながら、人情的ふれあいを大切にし、耕作放棄地の解消と農地の有効利用に努める。

ウ 集落においては、資産的保有の立場から農地を遊休化したり、兼業農家においては、粗放的に農業を行っている所もあり、農地が最大限に利用されていない状況にある。そのため、農用地利用改善団体を育成するとともに、農業機械の効率的利用を図る観点から、沖縄県農業協同組合では農業機械銀行の実施と普及、啓発を図り、農作業の受委託を推進する。

エ 農家数は年々減少する傾向にあるが、今後は、認定農業者、認定新規就農者等を中心に、農業意欲のある新規参入者への農地の集積を推進するとともに、市が農業改良普及センターや沖縄県農業協同組合と連携して、経営診断

を実施し、儲かる農家への方向付けを指導し、併せて補助事業等を優先的に導入する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

この事業については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）に設けられた経過措置期間内において実施することとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借

による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）法第7条に掲げる事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年11月28日政令第356号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行

う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構をのぞく。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」の一部改正について（令和5年4月1日付け4経営第3216号農林水産省経営局長通知）による改正前の様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は

残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者若しくは認定新規就農者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったとき本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積

並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定めるものがこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所。
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係。
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2及び農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(旧法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農業委員会、農地利用最適化推進委員等と開催時期を協議し設定することとし、開催に当たっては、市公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進員、農地中間管理機構、農業協同組合、沖縄県等とその他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等も検討し、農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、沖縄県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するとき、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるもの

とする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、沖縄県農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進。
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成。
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発。
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化。
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進。
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農業委員会、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

- (3) 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受委託料金の情報提供の推進や、農作業受委託を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

新規就農者相談受入窓口を整備し、就農促進のための啓発・相談活動を行うとともに、沖縄県農業経営・就農支援センターや普及指導機関等と連携しながら、就農相談会や新規就農者向けの各種講座の案内を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携を図りながら、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 青年等就農計画作成の促進

新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、必要な支援を集中的に措置することができるよう、関係機関と連携しながら青年等就農計画の作成を促進し、認定新規就農者への誘導を図る。

② 各種支援措置の活用

市が策定する「地域計画」に農業を担う者として位置付けるとともに、就農段階の経営安定化に資するよう、国の経営開始資金や、青年等就農資金等を積極的に活用する。

③ 経営改善を進めていくための支援

南城市担い手育成総合支援協議会等において、新規就農者の経営状況を分析し、それをもとに関係機関と連携しながら経営改善のための相談や指導を行う。

特に、青年等就農計画等が認定された農業者に対しては、その計画が達成できるよう、農業技術や経営管理能力向上のため関係機関と連携しながら指導を行うこととする。

また、青年等就農計画等の実行に伴う規模拡大や労働環境改善に必要な農地、機械、施設等の取得に対しては、農業制度資金等の活用を支援するとともに、各々の発展段階に応じて、各種補助事業等の有効的な活用について支援を行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

認定新規就農者等については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、関係機関・団体と連携して栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、経営発展に向けた支援を行う。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(4) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、農業技術や経営ノウハウの習得、就農後の営農指導等フォローアップ、農地の確保等について、「沖縄県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の別表に定められたところにより、各関係機関・団体等が役割を分担し、相互に有機的連携をもって各種取組を進めるよう努める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は1～6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携には配慮するものとする。

ア 本市は、経営体育成基盤整備事業や元気な地域づくり交付金等(旧基盤整備促進事業)により、面整備が進められている。今後は、農業生産基盤整備の推進を通じて土地の集積を図るとともに、集出荷施設や共同栽培施設等の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、農村環境の整備及び畜産環境対策を推進し、農村の活性化と農村の全な発展によって農家人口の安定・確保と農業の担い手確保に努める。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、普及指導機関、農業委員会、農業協同組合、その他関係団体の代表者等により、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

さらに検討結果を踏まえて、実現方策を明確にして各機関や団体等

の行動計画により、効率的かつ安定的な経営の育成とあわせて農用地の有効利用を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

1 認定農業者の育成・確保

認定農業者に対しては、農地の集積による規模拡大、農業用機械・施設に対する補助や融資、経営及び技術に関する研修の実施など、各種の施策が講じられているところである。今後とも、農業経営改善計画に沿った経営改善の取組を円滑に進めることができるよう必要な支援措置を講じる。

また、地域計画に位置づけられた農業者については、認定農業者への誘導を図る。

2 新規就農の促進

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化の進行は、農業の衰退のみならず地域社会や離島の活力低下を引き起こすものと危惧される。

このため、就農に意欲的な新規学卒者、他産業からの新規参入者への就農相談を行い、農地中間管理機構が行う事業を積極的に活用し、新規就農者の農地の確保を促進する。

3 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成18年11月22日から施行する。

2 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

3 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

4 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地は効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号

又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）①

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日まで に当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係) ②

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は、負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の 3 と同じ。</p>	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>I の③に同じ。</p> <p>この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という)」と読み替えるものとする。</p>	I の④に同じ。

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係) ③

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>・土地の種類及び農業上の利用目的毎に、それぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>・農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>・農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>